

## 第21回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和3年6月25日（金）15:00～16:30
- 2 場 所 青森県庁東棟5階 中会議室
- 3 出席者

### 【委員】

- 内 海 隆 委員
- 関 谷 道 夫 委員
- 沼 田 徹 委員
- 田 中 治 委員
- 鳴 海 春 輝 委員
- 加 川 香 寿 美 委員

### 【事務局】

赤尾教育次長、高橋学校教育課長、ほか学校教育課職員（6名）

## 4 会議概要

### （1）審議事項

「令和2年度のいじめ防止等の取組について」

第20回青森県いじめ防止対策審議会（令和3年2月3日開催）以降の令和2年度のいじめ防止等の取組について、令和2年度第2回青森県いじめ問題対策連絡協議会の概要及び令和2年度の各県立学校のいじめ防止対策に係る取組概要について事務局から報告する。

### 【主な意見】

- 各学校のいじめ防止対策に係る取組について、非常に多様な対策が出てきていると感じる。日頃から他者のいい所を見つけ、言葉に表現しようとする取組などがなされていることを理解した。
- 学校におけるキャリア面談の取組について、生徒の生き方あり方に結び付くことであり、教員によって全く異なる話をされることがあるなど、注意が必要な場合がある。
- いじめ防止専門員の設置を含めて様々ないじめ防止対策を行っているが、学校内外における理解度や、その有用性などを確認していく必要がある。
- いじめが起きにくい環境というのは子どもを徹底して尊重する学校である。子どもたちが「自分たちは尊重されている」という実感を持てる学校を作ることが、いじめが起きにくい環境づくりに繋がる。
- 県内の中学校における人権宣言策定の取組について、宣言を作るに当たって生徒たち自身が人権について考え、理解し、活動した過程が重要であり、非常に尊いことである。また、これを地域に広めるという取組も素晴らしい。
- 学校の校則について考えることは、子どもの人権について考えることに繋がる。学校においては、前向きに校則を見直したり公開したりすることを通して、子どもの人権を尊重し、いじめをなくすことに繋げてほしい。

## 「令和3年度のいじめ防止対策について」

「安心できる学校づくり推進事業」や「居場所づくり・絆づくり推進事業」等、令和3年度のいじめ防止対策に係る県教育委員会の取組について、事務局から報告する。

### 【主な意見】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、専門的な勉強をしたスキルのある有資格者の活用が望ましい。また、これらの職の待遇面についても併せて改善が望まれる。
- 青森県ならではの子どもへの目配り、見守りを前提に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な職種の方が学校に関わることは大事であり、それが子どもたちを安心させることに繋がる。
- 小学校で不登校児童が増えているという現在の課題に対し、教育委員会や学校が連携して早期に対応する必要がある。
- いじめに限らず、不登校なども含めて全体的に取り組もうとする姿勢は、大変なことではあるが評価されるべきことだと感じる。
- 不登校には様々な要因が絡んでおり、その対策のためには子どもや家庭の実態を把握し、学校や関係機関と連携できるなど、様々な見識や経験が必要である。その意味で、不登校支援コーディネーターは難しい役割であり、相当の資質や能力が必要である。
- 子ども達が自分達のことを我が事として捉え、様々な課題を解決できるような環境を学校や教員が整え、それを教育委員会が支えるといったような教育県になってもらいたい。
- 「自己存在感が得られる居場所づくり」や「共感的人間関係を築く絆づくり」について、その言葉だけでなく、もっと具体的に取り組むべきことを打ち出していく必要がある。
- 不登校等を未然防止するにあたって、平時から子どもの実態を把握することが重要であるが、現実的には問題が起こってからへの対応が多く、課題であると感じる。
- 若い女性や10代の自殺者が増加している中、いじめと自殺の関連も考えると、自殺予防に係る対策も課題である。